

この書面は、契約書面の一部となります

手配旅行取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

1 手配旅行契約

- (1) この旅行は、有限会社フライト(以下「当社」といいます。)が手配をする旅行であり、お客様と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社はお客様の依頼により、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、代理、媒介、取次、手配することを引き受けます。
- (3) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

2 旅行の申込み

- (1) 当社は、所定の申込書及び電話・電子メール・ファクシミリの通信手段による予約の申込みを受け付けます。
- (2) 団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
- (3) 当社所定の旅行申込書に必要事項を記入の上、申込金または全額を添えて申込み下さい。なお、申込金は旅行代金・取消料の一部とします。

3 申込み条件

- (1) 申込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2) 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。尚、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) その他当社の業務上の都合があるときは、申込みをお断りする場合があります。

4 旅行契約の成立

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

5 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6 旅行契約内容の変更

- (1) お客様が契約内容を変更されるときは、当社は可能な限りその求めに応じます。この場合、旅行代金を変更します。
- (2) 当社からの最終確認後の変更・取消、及び、発券後の航空券については、運送・宿泊機関等の取消料その他の変更費用及び当社所定の変更手続料金を申し受けます。

7 旅行契約の解除

- (1) お客様の任意解除
お客様は下記の料金を支払うことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① お客様が提供を受けた旅行サービスの費用
 - ② 未提供の旅行サービスに係る取消料その他旅行サービス提供機関の未払費用
 - ③ 当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除
当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合には、予約を取消す場合があります。この場合、下記の費用はお客様の負担となります。既に提供を受けた旅行サービスの費用および未提供の旅行サービスに係る取消料その他の旅行サービス提供機関の未払費用並びに当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金
- (3) 当社の責に帰すべき理由による解除
当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

8 旅行代金

- (1) 当社は、旅行開始前において運送機関等の運賃、料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変更を生じた場合、旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、旅行開始後において旅行代金の変更が生じた場合は、旅行終了後速やかにお支払い旅行代金の精算をします。
- (3) 団体・グループ旅行の場合、旅行代金の支払期日及び方法は、旅行引

受書にて明示します。

9 旅行業務取扱料金 海外旅行 手配旅行に係る取扱料金

区分	内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の15%
		個人(上記以外の場合)	旅行費用総額の5~10%
	運送機関、宿泊機関の予約・手配		旅行費用総額の7~10%
添乗サービス料金 (宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき10,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の10%
		個人(上記以外の場合)	1件につき5,000円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき2,000円
	宿泊機関の予約・手配の変更		1件につき2,000円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の変更前の旅行代金の10%
		個人(上記以外の場合)	1件につき5,000円
	未使用乗車船券の精算手配		1件につき2,000円
	宿泊手配の取消し		1件につき2,000円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき5,000円 (電話料、電報料は別)

(注1) 団体旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。

(注2) お客様の希望により、変更又は取消を行う場合は運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。

(注3) 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。

(注4) 上記料金には消費税が含まれています。

10 当社の責任

- (1) 当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限り、損害賠償の責任を負うものではありません。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関しえない事由により損害を被ったとき、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 手荷物の損害については、損害発生の日から起算して21日以内に通知があったときに限り、お客様一人当たり15万円(当社に故意又は重大過失がある場合を除く)を限度とします。

11 お客様の責任

お客様の故意、過失により当社が損害を被ったときは、損害を賠償しなければなりません。

12 お客様が出発までに実施する事項

- ① 旅券・査証について
 - **旅券(パスポート):**この旅行には、有効期限が **ヶ月以上残っている旅券が必要**です。
 - **査証(ビザ):**この旅行には()国の査証が必要です。
 - 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得はお客様の責任で行ってください。これらの渡航手続等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。
- ② **予防接種:**この旅行では、入国時に()の**予防接種証明書が必要**です。あらかじめ指定の検疫所で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。
- ③ 衛生情報について
渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- ④ 海外危険情報について
渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でご確認ください。

13 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払い下さい。詳しくは、契約時にご案内します。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

14 個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、生年月日、パスポート番号およびクレジットカード番号(現地払いの場合)を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。